



令和 5 年 9 月 13 日

古河労働基準協会会長 殿

古河労働基準監督署長



建設の事業における時間外労働の上限規制の適用について（協力依頼）

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

建設の事業については、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、

時間外労働が年 720 時間以内

時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満

時間外労働と休日労働の合計が 2～6 か月平均で全て月 80 時間以内

時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは年間 6 か月まで

となります。ただし、災害時の復旧・復興の事業については、月 100 時間未満・2～6 か月平均 80 時間以内とする規制は適用されません。

一方、建設業は受注産業であることから、建設業に従事する労働者の長時間労働の背景には、短い工期の設定など、個々の事業主の努力だけでは解決することが困難な課題がみられるところです。建設の事業に従事する労働者について長時間労働の改善を図り、上限規制を円滑に適用していくためには、課題の解消に向けて、労働基準協会会員を含む民間工事発注者や建設業関係者の協力を得ることが必要です。

そのため、茨城労働局では、国土交通省関東地方整備局、茨城県土木部などの関係機関と連携し、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知を行っています。

つきましては、貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて、建設事業者が時間外労働の上限規制を遵守することができるよう、別添のリーフレット「工期ダンピングはやめましょう」をご活用いただき、適正な工期設定について会員企業等に対して周知していただきますようお願いいたします。